

令和2年度第2回秋田県障がい者総合支援協議会 議事要旨

日時：令和3年1月21日（木）

午後2時から午後3時30分まで

場所：秋田県庁第二庁舎4階 高機能会議室

【出席者】

○協議会委員 内山会長、藤井副会長、阿部委員、
清水委員、菅原委員、田中委員（6名）

○事務局

・障害福祉課 鷲谷課長（調整・障害福祉班）奥山主幹（兼）班長
（地域生活支援班） 穴戸主幹（兼）班長、
南野副主幹、草薙主査、
進藤主任、中西主任

1 開会

＜司会：穴戸主幹（兼）班長＞

2 あいさつ（鷲谷障害福祉課長）

新型コロナウイルス感染症については、収束の見通しが立たず、県内でも感染が拡大していることから、感染拡大防止の御協力をお願いしたい。

今回の協議会では「第6期秋田県障害福祉計画」と「第2期秋田県障害児福祉計画」、「秋田県工賃向上計画」、令和3年度報酬改定の基本的な方向性について説明したい。委員の皆様には、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

3 議事

＜以下、議事進行：内山会長＞

（1）第6期秋田県障害福祉計画・第2期秋田県障害児福祉計画について

＜説明：中西主任＞

藤井副会長

医療的ケア児コーディネーターの配置人数の見込みが記載されているが、新しい役職として配置されるのか、市町村の看護師や保育士が役職を担うのか。

事務局

人数は、県が行う医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講者数を想定している。改めて役職として配置されるものに限らない。

内山会長

障害福祉サービス利用時間の見込みなどが相対的に増えているが、従事者の体制はどうなるのか。

事務局

県としては事業所職員向けの研修などを実施し、担い手育成を図りたい。今策定中の第2次秋田県障害者計画では、このような職員養成も位置付けており、計画に沿って進めたい。

阿部委員

地域生活支援事業に係る指標で、発達障害に関する相談の見込みは2,400件だが、発達障害者支援センターは1か所となっている。高次脳機能障害に対する普及支援事業の実施箇所数も1か所である。全県から秋田市の1か所に行かなければならないのか。

事務局

発達障害者支援センターは秋田市にある医療療育センターの中に設置している。1か所だが、県内を巡回して相談対応に当たっており、巡回で受けた相談も合わせて2,400件となる。

高次脳機能障害に対する普及支援事業は県立リハビリテーションセンターに相談センターを設けている。専門性も求められるため、1か所で集中して受けている。相談件数を増加させたいが、方策は課題である。

阿部委員

自分も発達障害に関する相談を受けることがあるが、相談内容は簡単なものではない。相談先の数が少ないと、当事者が困るのではないか。巡回相談で対応されていることもわかったが、相談が必要な人にとっては、センター1か所では足りないのではないか。

事務局

相談機関は1か所であるが、県では、医療機関向けに、発達障害に関する研修を行っており、発達障害に対応できる医療機関の数を増やすことを目指している。対応できる医療機関はハンドブックにまとめ、県公式ウェブサイトで公開している。

近く最新情報に更新する予定である。

清水委員

「児童発達支援センターの設置」と「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の基準値（令和元年度実績）は2市で、目標は「支援体制が確保される市町村数 25市町村」となっているが、25か所に整備されるわけではないということか。また、令和2年度現在の実績は。

事務局

圏域での設置でもよいと、近隣の市町村と連携することも考えられる。令和2年度は令和元年度実績と同じ2市である。

清水委員

実際に設置される目標数はないということか。

藤井副会長

支援体制が確保されたといえる定義は。設置要綱などで確認するのか、市町村の任意なのか。

事務局

身近な市町村でサービスを受けられるためには全25市町村で整備できればよいが、社会資源の不足している市町村もあるため、何市町村で整備という目標ではなく、25市町村がどこかのグループに属して体制が確保されることで目標が達成され则认为している。市町村によって、単独で確保するか、周辺と連携して確保することとなる。市町村が相互に連携してサービス利用が可能であることを申し合わせ、利用者の個別支援計画にその旨が盛り込まれればよいと考えられる。利用者が不自由なく利用できる体制が構築されることにより、支援体制が確保されたといえる。市町村には進捗状況を随時確認する。

（２）秋田県工賃向上計画について

＜説明：進藤主任＞

田中委員

県の取組として「優先調達の推進」が挙げられているが、柔軟な発注方法で就労系事業所が参入できるように検討してほしい。過去に、就労継続支援B型事業所で県のアンケート調査業務を受託し、業務を滞りなく完成させたが、その後、安価な

事業者が参入したことにより、入札参加を諦めた。アンケート結果の分析は専門事業者が必要かもしれないが、その前段となるアンケート印刷、封入れ、発送や回収などは、どこの就労継続支援事業所でも請け負うことができるので、例えば、回収までと、分析とを分離して発注することはできないか。県や市町村の優先調達実績が少ない中、仕事を切り出すことを部門横断的に検討いただかないと、実績は上がらない。

また「農福連携の推進」について、「農家の繁忙期の手伝い」として捉えられることが多いが、それでは工賃が上がらない。また、農業分野の生産・販売のノウハウ獲得には年数が必要であり、福祉事業者からのアプローチはハードルが高い。農業者からのアプローチで、障害者雇用や就労支援事業所の立ち上げを進める方がよいと思われる。秋田県では、冬期間の農作業がないことも課題であり、通年で仕事をつくるよう工夫が必要である。農福連携の推進は全国的なテーマだと思うが、無理をせず、農業の事業者の理解を深めることからやっていただきたい。

事務局

優先調達について、県の実績が少ないと痛感している。現在はスノーポールや印刷の発注などに取り組んでいるが、今後も庁内各課にアプローチしたい。

県内の農福連携の取組については、農林水産部が主導しており、障害福祉課も一緒に活動している。今年度は県内3か所でセミナー（講演）と視察を併せて開催した。能代ではねぎ生産者が障害福祉サービス事業所と連携して作業している事例、秋田では菌床しいたけ生産者が特別支援学校と連携している事例、湯沢ではせり生産者が就労支援B型事業所を始めた事例を紹介した。

藤井副会長

農林水産部からは、関係団体へ積極的に働きかける予定はあるのか。

事務局

農林水産部で働きかけを行う方針になっている。県の地域振興局に所属する農業普及指導員が相談を受けているので、そのレベルアップを図ることとしている。また、JAでも相談を受けられるよう取組を進めている。農業の事業者向けマッチング等は農林水産部で、障害福祉事業者向けの周知は障害福祉課が担当している。

田中委員

共同受注窓口を請け負っているセルフ協の会員が少ないので、より多くの事業所が参入するよう働きかけていただきたい。

事務局

セルフ協の会員は現在 37 であり、県内の全事業所数を考えると少ない状況である。共同受注窓口の運営方針として、会員で担えない業務は、会員外にも話を持ちかけることになっており、受注は会員に限定されないものの、会員数の増加に向けて PR したい。

（３）令和３年度障害福祉サービス等報酬改定について

<説明：南野副主幹>

菅原委員

相談支援業務の単価の安さは課題となっている。単価は計画相談の積み重ねだが、ケースによっては何度も足を運んで、利用者 1 人に 1 か月要することもある。「質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し」について記載されているが、具体的に単価がわかれば教えていただきたい。

また「共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し」に関して、グループホーム利用者の高齢化が進んでいると実感している。当法人のグループホームでも 80 歳前後の利用者がいる。日中は同じ法人の生活介護を利用しているのが実情だが、昼食だけで帰ってしまっていた。そこで、民間の介護分野のデイサービスを利用したら、入浴の支援もあり、利用者にとってよい結果となった。グループホーム利用者の重度化・高齢化への対応はありがたいと思う。

特別支援学校卒業後に就労継続支援 B 型を利用する場合は就労移行支援を使う必要があるものの、県内では就労移行支援事業所の数が少ない。男鹿市には事業所がなく、秋田市の事業所を利用することになって大変であるため、柔軟に考えてもらいたい。

事務局

相談支援の単価は不明であり、国から示されるのは年度末と見込まれる。

グループホーム利用者の高齢化に対しては、介護保険の事業所を利用して連携することや、グループホームの中で介護的な日中サービスに比重を置くことなどが考えられる。

就労移行支援事業所の減少については、全国的に課題となっている。報酬単価の関係や、アセスメントが大変であることが影響している。アセスメントの時期をずらすなど、各地域で特別支援学校と協力しながら工夫していただきたい。

阿部委員

地域活動支援センターは、この報酬改定の対象となっていない。障害者の高齢化

が進んでおり、８０５０問題や、親の介護をしながら障害福祉サービスを利用する方もいるなど、障害者の抱える問題がますます深刻になっている中、障害者を支援する地域活動支援センターのスタッフの待遇にも改善がないものか。

事務局

地域活動支援センターは市町村が行う「地域生活支援事業」という位置付けであるため、市町村の裁量が大きい事業である。市町村が運営費を負担し、一部は国・県も負担している。役割の重さに見合った補助や委託料となるよう、県としても予算を確保して対応したい。

田中委員

「障害福祉サービス等経営実態調査」に基づく見直しについて、事業所はどこも経営がぎりぎりで、なんとか黒字になるよう努力しているにもかかわらず、黒字になると報酬を減らされるのは非常に困る。県で決めていることではないが、実態を考慮した方策としていただきたい。

（４）その他

田中委員

先ほど菅原委員が話されたように、障害者の高齢化により、障害分野の日中サービスでは対応しきれないなど、障害福祉だけでは解決できないことが増えている。障害福祉と医療や介護との連携を図ってほしい。

菅原委員

高齢化で厳しい時代になっている。当施設の高齢の利用者で、胃ろうになったため障害では対応しきれなくなり、介護施設の利用の手続きをしたが、非常に難儀した。

事務局

本県では高齢化が特に進んでいる。国は地域移行に係る報酬を手厚くしており、重度化・高齢化しても本人や家族が望むところで暮らせるように推進している。本県の場合は入所施設の役割も更に重要である。皆様からお話があったとおり、高齢化の中では障害福祉分野だけで対応するのは限界があり、医療・介護分野と連携して今後とも進めたい。

阿部委員

福祉医療制度の医療費助成で精神障害者を対象としていただきたく、昨年、県議

会に請願を提出したところ、採択された。各自治体の財政状況も厳しいため簡単ではないと思うが、請願が採択されたことを踏まえて、国保・医療指導室が主導して進めていただければと思う。

事務局

昨年、国保・医療指導室へ確認したところ、市町村と調整を進めたいということであった。情報が入ったら随時お知らせする。

田中委員

知的障害者の療育手帳Aは医療費が無料だが、Bは3割負担である。高齢化に伴って病院の利用も増えるため、配慮があってもよいと思う。

事務局

療育手帳Bについても、国保・医療指導室へ御意見を伝える。

菅原委員

療育手帳Bでも、精神科の場合は自立支援医療の対象となるため、利用している。

事務局

自立支援医療は手帳の障害に基づいた医療費が対象。福祉医療は自己負担分が全額公費負担となり、使い勝手が違うため、御要望が出ているものと思われる。

4 その他

事務局より第6期秋田県障害福祉計画・第2期秋田県障害児福祉計画の今後の策定スケジュールについて連絡。

5 閉会